

米原市保育業務支援システム更新・保守業務 仕様書

1 業務概要

(1)業務名

令和8年度 米こども保第10号 米原市保育業務支援システム更新・保守業務

(2)業務の目的

令和2年度から公立認定こども園（以下「公立園」という。）に導入している保育業務支援システムの契約期間が令和9年3月31日をもって満了するため、システムの活用による保育業務の効率化、保育教諭等の負担軽減、保護者の利便性の向上を目的として、令和9年4月1日から5年間使用するシステムの契約を更改する。

(3)契約履行期間等

①保育業務支援システム稼働準備期間（初期設定）

契約締結日の7日以内から令和9年3月31日まで

令和9年1月1日から市職員がシステムを使用できるように環境を整えること。なお、令和9年4月1日の本格運用までに、次年度入園決定者（1月下旬頃決定）のデータ入力、市職員に対するシステムの基本操作習得支援およびカスタマイズを終え、完了検査を受けること。

②保育業務支援システム本格運用

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(4)利用料

本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を記載すること。ただし、利用料金の支払については、本格稼働後から開始するものとする。

(5)その他個別に適用する料金

- ・本契約期間終了後、当市の希望により契約更新（延長）する場合について契約条件を提案書に明記すること。
- ・契約期間中に利用可能な有償オプションがある場合、契約条件を提案書に明記すること。

(6)支払方法

システム使用料は、令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（60か

月)の間、毎年半期ごとの支払を原則とする。

(7)履行場所

本業務の履行場所は、次のとおりとする。

- ① 米原市こども政策部こども保育課
- ② 公立認定こども園（4園）

なお、施設概要については、以下のとおり。

令和8年5月1日現在

施設名	住 所	利用定員数 (人)	利用者数 (人)
(公立) いぶき認定こども園	米原市春照 1950 番地	180	116
(公立) かなん認定こども園	米原市三吉 343 番地	90	51
(公立) おうみ認定こども園	米原市顔戸 199 番地 1	395	263
(公立) まいばら認定こども園	米原市下多良 146 番地 1	275	210
こども政策部こども保育課	米原市米原 1016 番地		

(8)業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

- ① システム提供
- ② システム構築作業
- ③ システム初期設定
- ④ データ移行（必要な場合のみ）
- ⑤ 各種操作マニュアルの作成
- ⑥ 操作研修の実施
- ⑦ システム運用および保守の実施
- ⑧ その他、本業務に必要なすべての作業

2 システム要件

- ① 保育施設を複数運営する法人または地方公共団体へ導入・運用した実績があるシステムであること。なお、機能単体システム（例えば午睡チェックシステムのみ等）の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
- ② 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。保護者向けアプリケーションはプッシュ通知が可能であること。
- ③ サーバーについては、国内のデータセンター内に設置されていること。
- ④ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供す

ること。

- ⑤個人情報とは運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
- ⑥本調達範囲業務に関する関係法令等に適合した処理ができること。
- ⑦ユーザーIDおよびパスワードによりシステム認証管理ができること。また、管理者、ユーザーなどで権限の設定が可能であること。
- ⑧24時間365日サービス提供が可能で、稼働率99%以上を確保していること。ただし、システムメンテナンス等による計画的な停止または保守によるものを除く。

3 システム環境

(1) ネットワーク

- ①公立園および子ども保育課で利用する機能は、本市市内ネットワークからLGWANを経由して利用できること。なお、LGWAN-ASP サービスとして利用する場合のシステムは、個人情報を保管するデータベースサーバーはLGWAN 公開セグメントまたはゲートウェイセグメント上に構築し、インターネット回線で利用するシステムのデータベースサーバーと分離されていること。
- ②上記の機能は、実測値で20Mbps程度の通信環境において、業務に支障なく安定的に動作すること。
- ③本システムの利用を予定している端末台数等は以下のとおりである。

施設名	職員用端末台数	登降園用端末等	児童数
(公立) いぶき認定子ども園	33台	2台	116人
(公立) かなん認定子ども園	23台	1台	51人
(公立) おうみ認定子ども園	78台	4台	263人
(公立) まいばら認定子ども園	45台	2台	210人
子ども政策部子ども保育課	11台		

- ④公立園および子ども保育課で利用する職員用端末（windows11proのパソコン）では、ソフトウェア等をインストールすることなく、MicrosoftEdgeなどのブラウザを用いて利用できるシステムとすること。
- ⑤保護者が二次元コード等をかざして園児の登降園を記録するための機能は、公立園に設置する専用端末（iOS、Android等のモバイル端末）を用いて、滋賀県自治体情報セキュリティクラウド回線から接続できること。

- ⑥保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネット経由で利用できること。
- ⑦インターネット接続にあたっては、通信の暗号化等その他必要なセキュリティ対策を講じること。
- ⑧公立園およびこども保育課向けの機能と、保護者向けサービス機能は、リアルタイムでデータ連携が可能であること。
- ⑨システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。ただし、各種回線を用いた通信を確立するために、市から必要な設定情報等の提出を求められる場合があるので、随時対応すること。
- ⑩ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化（追加・修正等）については、追加の費用なく提供すること。

(2)機器等

- ア) 保護者が二次元コード等をかざして園児の登降園を記録するため、公立園に以下の台数の専用端末を調達すること。なお、専用端末にはシステムが利用できるよう各種設定を施すこと。

施設名	数量	製品
(公立) いぶき認定こども園	2台	専用端末、周辺機器等
(公立) かなん認定こども園	1台	
(公立) おうみ認定こども園	4台	
(公立) まいばら認定こども園	2台	

- イ) 本業務で導入した専用端末について、本システムの利用期間中は保守対応を行うこと。

(3)プリンタ

- システムを運用するプリンタは、本件とは別に本市が調達した既存の業務用複合機またはレーザープリンタを使用すること。

(4)ネットワーク

- ア) クライアント、プリンタは、L G W A N接続系のネットワークで、同じドメイン環境下にあること。
- イ) インターネット接続系とL G W A N接続系のネットワークは分離されていること。

(5) その他必要な機器等

- ・前頁に記載のない必要な機器等については、本契約内で提案者が用意すること。また、条件を満たすシステムを本稼働日までに準備しておくこと。
- ・その他必要な機器等があれば、同等の台数を用意すること。

(6) データ移行および子ども・子育て支援システムとの連携

- ①令和8年12月末までに公立園の施設情報や各種コードの初期セットアップを行うこと。
- ②令和9年度利用決定園児の情報については、令和9年2月中旬頃に提供予定のため、本市が提供する園児情報のデータ移行作業を遅くとも令和9年2月末までに移行すること。
- ③初期設定は提案者が実施し、子ども・子育て支援システムから出力された児童情報を取り込むこと。なお、子ども・子育て支援システムについては、令和8年度中に標準化システムへの移行を予定しているが、移行時期が未定であることから、移行前および移行後のいずれのシステムにも対応できるよう調整すること。

製品名	連携手法	ベンダー
子ども・子育て支援システム	CSV ファイルの 手動取り込み	トーテックアメニティ(株)

【連携データ出力項目】

園児宛名番号、園児氏名、園児カナ、性別、生年月日、年度当初の年齢、支給認定区分、保育必要量、住所 等

(7) その他

- ①システムで管理するデータは、CSVデータ等の形式で抽出し、市側への提出が可能であること。
- ②本システムの運用にあたって本契約内で用意した機器がある場合、5年間の支払いが終了した時点で、システムを継続使用するときには、無償での寄付または再リースの扱いとすること。
- ③契約終了時においては、その後の業務を支障なく継続できるよう必要なデータ等は標準的なフォーマットで、すべて無償で市側に提供すること。

4 機能要件

別紙「機能要件回答書」にて指定する全項目について、令和8年4月1日時点の実装状況を回答すること。また、指定する項目には一致しないが、同様の効果を得られるものを有する場合は詳細な実現方法を記載すること。

と。

- ⑤年に2回は更新機能の内容や効果的な活用方法等、フォローアップ研修をオンラインで実施すること。
- ⑥機能更新等により新たに操作を覚える必要があるときは、必要に応じて研修を実施すること。
- ⑦上記の実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

7 運用・保守

(1)運用要件

- ①本システムの運用時間は、原則として24時間365日とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、緊急の場合を除き、2週間前に本市へ申し入れること。
- ②認定こども園およびこども保育課からの問い合わせに迅速に対応すること。
- ③職員向けヘルプデスクは固定電話および携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ④電話での問い合わせは、平日9:00~17:00の時間帯の受付に対応すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本市と協議の上対応すること。電子メールによる問い合わせは、24時間受付すること。
- ⑤保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- ⑥保護者向けヘルプデスクは、市や施設職員を介さず、本システムによる専用問い合わせフォーム等からの問い合わせを可能とすること。
- ⑦年度末に行う職員の作業(新入園児の登録、職員の異動)負担を軽減するための支援を行うこと。

(2)保守要件

- ①管理するデータが消失しないよう、1日1回以上サーバのバックアップを取得し、7世代以上保持すること。
- ②取得したバックアップは稼働中のシステムおよびデータと同時に破損しないよう、別の媒体にて管理すること。なお、障害発生時は本市の承認後、指定したバックアップデータから速やかに復元できること。
- ③システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- ④クライアントOSやWebブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ⑤各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

- ⑥アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

(3) 障害対応

- ①対応窓口を設置し、障害発生時の連絡体制および対応フロー等をあらかじめ定め、本市に報告すること。
- ②障害が発生した場合には直ちに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ③初期対応として速やかに原因調査を実施し、発生箇所（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク）の切り分けを実施すること。また、復旧の見込み時間を関係者に報告すること。
- ④復旧に必要な情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、バックアップデータからの復旧が必要な場合は、発注者の承認後その作業を行うこと。
- ⑤上記までの対応にあたり、必要に応じ、関係者等へ速やかに連絡および依頼をすること。
- ⑥調査の結果、本調達に含まれるソフトウェアに起因する場合は、プログラム修正等の対応作業（再設定・動作確認含む）を実施すること。また、再発防止策を提示すること。
- ⑦現に本市において障害が発生していない場合でも、本市と同じシステムを導入している他の団体で障害が発生した場合には、本市への影響調査を実施し、対応を実施すること。

(4) セキュリティ対策

- ①ユーザ ID およびパスワードによりシステム認証管理ができること。また、ユーザーIDごとに詳細な権限の設定が可能で、権限に合わせて利用機能の制限やデータの取扱いが制御されること。
- ②こども保育課のアカウントは特定の権限を有するものとし、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ③本システムと利用者間の通信は SSL/TLS による暗号化を用いて情報漏洩対策が実施されていること。
- ④システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24 時間 365 日の死活監視を実施すること。
- ⑤本システムを管理するデータセンターは、日本データセンター協会 (JDCC) のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
- ⑥システムを提供する事業者は、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジ

メントシステム)の認証を取得していること。

- ⑦受託者は、本市の許可なく業務実施場所から個人情報等(機密情報を含む)の情報資産を持ち出してはならない。

8 留意事項

- ①受託者は、本仕様書および提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ②受託者ならびに受託者に雇用等および再委託または再々委託された者が、故意または重大な過失により本市または実施対象園その他関係者に損害を与えた場合は、双方で協議の上、受託者が契約金額の3年分を上限としその賠償の責任を負うものとする。
- ③受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ④本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然に備えるべき性能および機能(構造)等については完備していること。
- ⑤現システムの再構築または次期システムの構築・移行にあたり、具体的な方法等に関しては、本市と協議し、実施にあたっては誠意を持って対応すること。
- ⑥本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。